令和６年度　藤枝市立　高洲小学校　　いじめ防止基本方針

子供が安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

＊学校教育目標「たりほ　かしこく　すこやかに」を目指して、学校生活を安心して送るためには、いじめは絶対にあってはならないこと、人間として許されないことであるということを、子供・保護者・地域・教員に強く訴えていく。
＊子供が主体的に参加し活躍できる授業づくり・自治力を育む特別活動づくりに取り組み、子供が安心安全な学校生活を送る中で、十分に自分らしさを伸ばしていくことができるように努める。
＊どの子供も、かけがえのない存在であるという観点から、温かな関わりを基本に子供に接していく。
＊健やかで、たくましい子供を育て、心の通じ合う、温かな人間関係を築いていくために、ふじえだ型ピア・サポートを推進していく。

【未然防止】
＊授業をはじめ、日々の活動の中で、児童一人一人のよさや頑張りを見取り、褒め励ましていく。
＊いじめに対して教職員全員の共通理解を図る。
＊表面的な表れだけでなく、その児童の背景や環境にも目を向け、多面的・多角的な児童理解を図る。
＊教員と児童・保護者、それぞれに良好な関係を築く。
＊ふじえだ型ピア・サポートの推進。
＊自治的な集団作り、異年齢集団による交流活動、ペア読書、福祉活動、人間づくりプログラムの実施。
― 昨年度の取り組みの評価 ―
・高学年では、教科担任制のため、担任が学級を見守る時間が減った。教員間で連絡をとり合って児童を見守ると共に、児童が自らよりよい関係をつくっていけるよう、授業や特別活動を通して、特に「自治力」を高めていく必要がある。

【早期発見】
＊児童との信頼関係を築き、日常生活の中での児童の様子の小さな変化を見逃さない。
＊休み時間の児童との触れ合いや日記指導などで児童の実態を基に、児童の思いを知り、交友関係や悩みなどの児童の状況を把握する。
＊いじめに関するアンケート調査を行い、児童の声に耳を傾ける。
＊スクールカウンセラーや保健室をはじめ、相談体制を確立し、児童の悩みや相談に全職員が対応する。
― 昨年度の取り組みの評価 ―
・教員と児童の関係は良好なものになってきているが、まだまだ児童が学校内で相談し易い環境づくりが十分とは言えない。更に環境づくりに努めなければならない。

【早期対応】
＊いじめの通報を受けたり、いじめを受けていたりすると思われるときは、速やかに事実の確認を行い、認知したら市教委へ報告する。
＊いじめを認知した場合、担任一人で対処せず、ケース会議を開き、チームで対応していく。
＊対応後は、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の保護者へ連絡をとり、事情を説明するとともに再発防止策を全職員で行っていく。
＊いじめを受けた児童が、安心して学校生活を送れるように、心理的に支援をするとともに、班替えなどの物理的な対応も行う。また、いじめを行った児童の指導では、その背景を探ることも忘れない。
― 昨年度の取り組みの評価 ―
・概ね、いじめの認知後には、担任・学年主任・生徒指導主任・教頭などチームで対応を考え、指導を行うことができた。今後も担任が一人で対応することがないよう、対応する前に報告・連絡・相談を徹底したい。

【ＰＴＡや地域との連携】
＊市からの「家庭で心掛ける五ヶ条」や「高洲すこやか三ヶ条」などの内容を保護者に広めていく。
＊連絡帳などを活用して保護者と連絡を取り合い、保護者とのつながりを深め、信頼関係を築く。
＊定期的な教育相談だけでなく、常時、相談を受け入れ、保護者の声や悩みに受容的な姿勢で臨む。
＊保護者や地域に対して、児童の様子に目を配り、いじめの情報を得た場合は学校へ連絡するように依頼する。また、ネットの問題について知らせ、児童や保護者に情報モラル、インターネットの正しい活用を啓発する。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】
＊いじめは誰にでも起こりうるものとして、児童自らがいじめについて向き合えるような学級活動を、学級の実態に応じて意図的に設定する。
＊児童自らが、主体的にいじめの防止に取り組む児童会活動・学級会活動を支援していく。

【いじめ対策委員会】
委員
・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任
養護教諭、学年主任
・PTA 代表者（会長）、地区代表者
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【職員研修・指導体制】【取り組み等の点検】
＊生徒指導研修として、事例検討会を行い、いじめについての理解を深める。
＊学級担任だけで対応せず、学年主任、教頭、生徒指導主任などまず２人に連絡･相談をして、３人以上で対応を検討し、行っていく。さらに管理職に状況の報告をするとともに、必要に応じて全職員が情報を共有して組織的に対応する。
【取組等の点検】
＊１月に行う学校評価だけでなく、各ステージの指導部会の中で対応等について検討していく。

【関係機関との連携】
・スクールカウンセラーの助言をもとに、いじめを受けた児童、いじめを行った児童へ３２１３２１３２１．０．０．０．０．０．０．０．０．０．０．０．０．０の支援、指導を行う。
・重大な事例、及び犯罪行為として取り扱うと判断したときは、市教委の指導のもとに児童